岩 農 第 1558 号 令和6年1月26日

盛岡広域振興局長 様

所在地 岩手郡岩手町大字五日市 10-44 名 称 岩手町鳥獣被害防止対策協議会 代表者 会 長 田 中 盛 夫

鳥獣被害防止総合支援事業に関する改善計画について

平成30年度から令和2年度に実施した鳥獣被害防止総合支援事業について、当初事業実施計画の目的の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので報告します。

記

1 事業の導入及び取組の経過

平成30年度に鳥獣被害防止対策実施隊を任命し、平成30年度~令和2年度までの3年間は、推進事業を活用してセンサーカメラや大型箱わな等を購入し、年間を通しての有害捕獲活動を中心に、パトロール活動、わなの設置及び見回りを町猟友会へ委託し、被害防止体制の強化を図った。

加えて、現在も、上記の取組みを継続しているほか、町単独事業により、電気柵の設置による被害防除や、センサーカメラ等を活用した被害状況把握精度の向上等を推進している。

特にニホンジカについては、令和2年度に284頭、令和3年度に992頭、令和4年度に328頭を捕獲した。そのほか過去には町内で目撃情報がなかったイノシシについては、令和3年度に1頭、令和4年度に8頭を捕獲する等、一定の効果を発現している。

また、近年では町単独事業の拡充により、電気柵設置者も年々増加し、町としては引き続き電気柵の設置を推進することとしており、農作物被害の防止に向け、関係団体と連携しながら鋭意努力しているところである。

2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点

ツキノワグマ、ニホンジカ等、当町の被害防止計画における捕獲対象鳥獣については、目撃情報、目撃頻度及び捕獲頭数等から、生息域が町内全域に拡大しているほか、生息個体数 も増加していると推察される。

また、主な捕獲の担い手となる猟友会の隊員数はほぼ横ばいとなってはいるものの、依然 として被害は増加傾向にあるため、あらたな担い手の育成や確保についても、喫緊の課題と なっている。

3 実績及び改善計画

(改善計画は、下記の様式により作成すること。事業実施状況報告書の写しを添付すること。) (様式)被害防止計画の達成状況に係る部分

	160 Jan								
E ()			目標	基準年度	1 年 目	2 年 目	3 年 目	達成率	備考
区分	指標	対象鳥獣	(4年)	の実績	(2年)	(3年)	(4年)	(%)	1佣 45
				(元年)					
被害防止計	被害金額	ツキノワグマ	150	170	290	290	2, 689	-1, 793	
画(被害の軽 減目標)	(千円)	ニホンジカ	800	832	1,060	4, 085	2,673	-334	
		カラス	300	337	274	60	600	-200	
		合計	1, 250	1, 339	1,624	4, 435	5, 962	-477	
	被害面積	ツキノワグマ	0. 17	0.20	0.35	0.35	2. 19	-1, 288	
	(ha)	ニホンジカ	0.60	0.65	1.00	2.87	3. 72	-620	
		カラス	0.20	0.23	0. 20	0.02	1. 50	-750	
		合計	0.97	1.08	1.55	3. 24	7.41	-764	

- 注) 1 指標は、被害防止計画と整合をとること。
 - 2 被害防止計画の達成状況のうち、「目標」、「基準年度の実績」は被害防止計画から転記し、それ以外は被害防止計画に基づく取組実績を記載すること。
 - 3 各指標の合計も記載すること。
 - 4 被害防止計画を見直し、目標の変更を行った場合は、備考欄に新たな目標を記載すること。

(様式) 施設の利用計画に係る部分(整備事業のみ記載)

		事業実施後の状況					改善計画				
区分	指標	目標	計 画 策定時	1 年 目	2 年 目	3 年 目	改善計 画策定	1 年 目	2 年 目	3 年 目	
鳥獣	利用量										
被害	(km, ha 等)			A . — I		د علاد ع	_ 1)	_			
防止	利用率			全て	性進	事業に	こより	9			
施設	(%)			•	• —						
	収支差		;	⇒大 \//、→	λ _{>} 1						
	(千円)		i	該当	よし						
	収支率			1		I					
	(%)										
	累積赤字										
	(千円)										

- 注) 1 利用率は、当該年度の数字を目標年度の数字で除して求める。
 - 2 収支率は、収入/支出×100とする。
 - 3 目標年が4年以上の取組等、必要に応じて、適宜欄を追加して記入すること。
 - 4 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。
 - 5 区分の欄は、鳥獣被害防止施設、食肉利用等施設、捕獲技術高度化施設等と記載すること。

4 改善方策

当町では、電気柵の設置による被害防除やセンサーカメラ等を活用した被害状況把握精度の向上等を推進しているところだが、今後とも、岩手町地区猟友会との連携と役割分担のもと、一層の推進を図っていく。

また、これまで行ってきた回覧板、防災行政無線の活用による町民の鳥獣被害防止対策に 対する意識の醸成・向上活動に加え、各関係機関・団体との連携を一層強化していく。

電気柵のしくみや設置方法、専門家の推奨する方策等情報収集し、より具体的な有効策を 講じながら、町内全域を対象とした町民への講習会を開催する等、鳥獣被害防止対策に対す る町民の意識の醸成・向上や具体的作業目線による実践活動を加速化させる。

5 改善計画を実施するための推進体制

(1)協議会に関する事項

協議会の名称	岩手町鳥獣害防止総合対策協議会				
構成機関の名称	役 割				
岩手町	協議会の事務局及び鳥獣による農作物の被害状況の				
	把握とその対応				
岩手町地区猟友会	有害鳥獣の捕獲活動に関する取組と意見提言				
八幡平農業改良普及センター	鳥獣被害防止対策に関する技術実証・提言、被害防除				
	に関する意見提言				
新岩手農業協同組合東部営農経	鳥獣による農作物の被害状況の把握、農家の意見収集				
済センター	及び意見提言				
岩手中央酪農業協同組合	鳥獣による農作物の被害状況の把握、農家の意見収集				
	及び意見提言				
盛岡広域森林組合	鳥獣による森林の被害状況の把握、森林所有者の意見				
	収集及び意見提言				

(2) 関係機関に関する事項

, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,						
関係機関の名称	役割					
盛岡広域振興局保健福祉環境部	有害鳥獣捕獲等の許可、指導、助言					
盛岡広域振興局農政部	有害鳥獣被害対策活動の指導、助言					
鳥獣保護巡視員	有害鳥獣被害対策活動の監視、指導、助言					
岩手町鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣被害対策活動の実施					
岩手警察署生活安全課	有害鳥獣被害対策及び地域安全活動の実施、指導					

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

ア 設置年月日 平成30年4月1日

イ 対象鳥獣 岩手町鳥獣被害防止計画に掲げる対象鳥獣

ウ 隊員数 26名 (令和5年12月31日現在)

<組織体制図>

岩手町鳥獣被害防止対策協議会

↓有害捕獲委託・活動支援

